



そこが知りたい



くらしの金融知識

認知症の増加予測

日本は世界有数の長寿国です。一般に寿命とは「平均寿命」を指し、これは0歳児がその後生存する年数の平均です。これに対して最近注目されているのが「健康寿命」です。「健康寿命」とは健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる年数です。平均寿命と健康寿命の差の期間は何らかの形で援助を受けて生活することになり、その期間は女性で約12年半、男性で9年(厚生労働省「簡易生命表」「国民生活基礎調査」2013年より)にもなります。そして、援助が必要となる要因として、最近増えているのが認知症です。

今後、団塊の世代が75歳になる2025年には、高齢者人口は3657万人に達し、その5人に1人が認知症になるとの予測もあり、ますます認知症への備えが重要となっています。

認知症による判断能力の衰えと対処法

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が萎縮したり、働きが悪くなった結果、さまざまな障害が起こり、生活に支障が出る状態をいいます。認知症が進むとお金や通帳の管理ができなくなったり、病院へ行っても医師に病状を伝えられなかったりします。また、他人の話を客観的に評価できないために、悪徳商法や詐欺などの被害に遭うおそれもあります。次の事例をご覧ください。

友

人の話なのですが、久しぶりに実家に帰ってみると、台所に浄水器が取り付けられていて、お母さんは「この水を飲むと癌にならない」と勧められたから買った」と言っていたそうです。50万円もの高額な浄水器を知らないうちに買っていた、と困っていました。

認知症への備え、成年後見制度を知る。

人は加齢により身体が弱くなっていきますが、最近では認知症のため判断能力が衰える方も増えていきます。判断能力が衰えると生活するうえでさまざまな不都合が生じます。それを法的にカバーして支援するのが「成年後見制度」です。今回は「成年後見制度」についてお伝えします。

た。我が家も母は実家に一人暮らしです。まだ元氣ですが、このところ物忘れなどが多くなり心配です。今のうちに何か対処しておくことができるでしょうか。

本人(この場合お母さん)の判断能力に問題がなければ、クーリングオフや消費者契約法、民法などの法律に基づいて、本人自ら浄水器の売買契約の取消などを行うことが考えられます。しかし、認知症が進んで契約やこれを取り消すことの意味が理解できない場合には、困ったこととなります。誰かが本人に代わって契約を取り消せばよいと思われるかもしれませんが、これを行うためには本人からその権限を与えられていなければなりません。しかし、契約の意味を理解できない本人が、契約を取り消す権限を他人に与えることはできません。

このことは、新たな契約を行う場合にも当てはまります。契約の意味を理解できない人は、契約を結ぶことはできませんし、たとえ息子や娘であっても権限を与えられていなければ本人のために有効な契約を結ぶことはできないのです。

これでは、本人の財産が目減りしてしまったり、健康を維持するための環境を整えることもできなくなり、本人にとって不利益になってしまいます。

このように判断能力が十分でない人の権利を守る援助者を設けることで法律的に本人を保護・支援するのが「成年後見

制度」です。

成年後見制度とは？

成年後見制度には、①判断能力が十分でなくなる前に本人が契約で財産管理や療養看護に関する事務などを委任することとその範囲を第三者との間で決めておく「任意後見制度」と②本人や親族などからの申立てにより家庭裁判所が本人を保護する人を選任する「法定後見制度」の2つの種類があります。

① 任意後見制度

「今は元氣だが将来が心配。もし判断能力が不十分になったら、信頼できる人に援助してもらいたい」という方は少ないと思います。十分な判断能力があるうちに、いざという場合に備えて、自身の生活・療養看護・財産管理に関する事務の全部または一部を自分に代わって行ってもらう権限(代理権)を、自分が選んだ人(任意後見受任者といいます)に与える契約を結んでおくのが「任意後見制度」です。

大切な財産や身の回りのことを任せられるのですから、誰に代理権を与えるか慎重に検討する必要があります。信頼できることはいまでもありませんが、年齢なども考慮して選びましょう。本人の判断能力が低下したとき、本人や親族、任意後見受任者の申立てによって家庭裁判所が任意後見監督人を選任すると、その時

点で効力が生じ、それ以降、任意後見受任者が任意後見人として、あらかじめきちんと合意した範囲内の事務を行います(図表1参考)。家庭裁判所が選任した「任意後見監督人」は、いつでも任意後見人に報告を求めたり、事務や本人の財産状況を調査することによって、任意後見人が適切に事務を行っているかを監督します。任意後見契約には公正証書の作成が必要であり、通常2〜3万円の費用がかかります。また、任意後見人を弁護士などの専門家に依頼する場合は、毎月一定の報酬を契約で定めるのが一般的です。

② 法定後見制度

任意後見制度を利用していない場合に利用されるのが法定後見制度です。本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があり、本人や親族などからの申立てによって、それぞれの類型に応じて家庭裁判所から選任された成年後見人、保佐人、補助人が、本人の保護者としてつきます。本人以外が申立てを行う場合、「後見」「保佐」では本人の同意は不要です(図表2参考)。保護者としての権限は、成年後見人、保佐人、補助人ごとに異なります。以下では、成年後見人を中心に説明します。

〈申立手続きの流れ〉

申立手続きについては、お住まいの自

治体の「高齢者・障がい者支援センター」などで相談したり、サポートを受けることができます。弁護士や司法書士に頼みたいけれど、今は費用を支払う余裕がないという方は「法テラス(日本司法支援センター)」なら、弁護士・司法書士費用などの立替えを受けられる場合もありますので、相談してみたいかができます。以下に申立手続きを簡単に記載します。

どこに――

●本人の住民票のある場所(住所地)を管轄する家庭裁判所

誰が――

●本人、配偶者、四親等以内の親族
●市町村長、特別区の区長(高齢者、知的障がい者、精神障がい者のみ)、検察官など

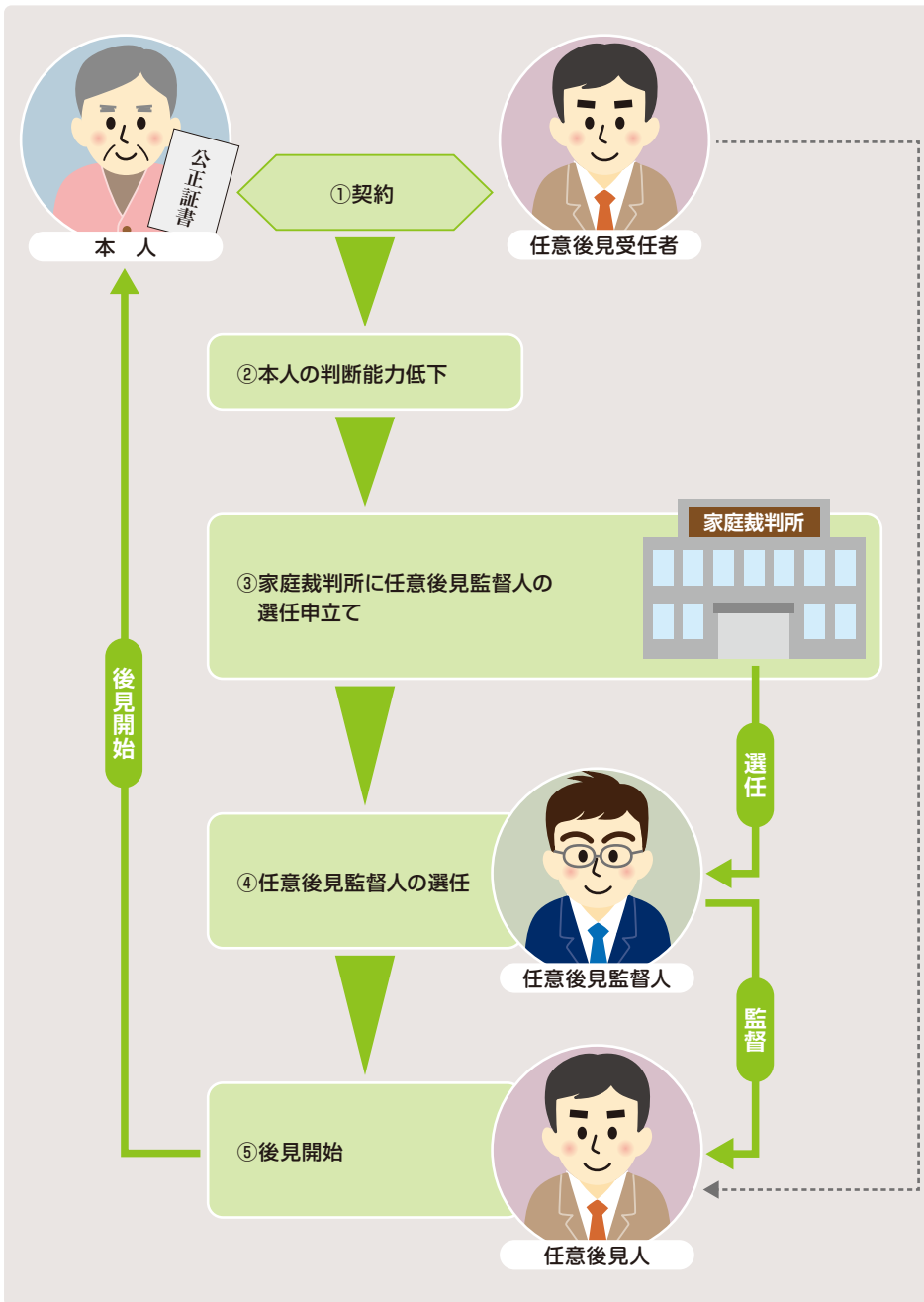
必要なもの――

●申立書類一式(申立書・申立事情説明書・親族関係図、本人の財産目録及びその資料、本人の収支状況報告書及びその資料、後見人等候補事情説明書、同意書)

※定められた書式を家庭裁判所の窓口(郵送取寄せも可)、HPからのダウンロードで入手可

●戸籍謄本(本人と後見人等候補者分各1通)

図表1:任意後見制度を利用するときの流れ



※本籍地の自治体窓口(郵送取寄せも可)で入手
 ●住民票(本人と後見人等候補者分各一通)
 ※住所地の自治体窓口で入手
 ●登記されていないことの証明書(本人が成年後見人・被保佐人等に登記されていないことを証明する書類)

※住所地の法務局で入手
 ●医師の診断書(定められた書式で主治医が作成したもの)
 ●愛の手帳(知的障がい者が各種サービスを円滑に受けるための療育手帳)
 費用
 ●収入印紙 3400円(申立費用80

0円・登記費用2600円)
 ●郵便切手 4300円
 ●鑑定費用 後見・保佐のとき 概算で5〜10万円

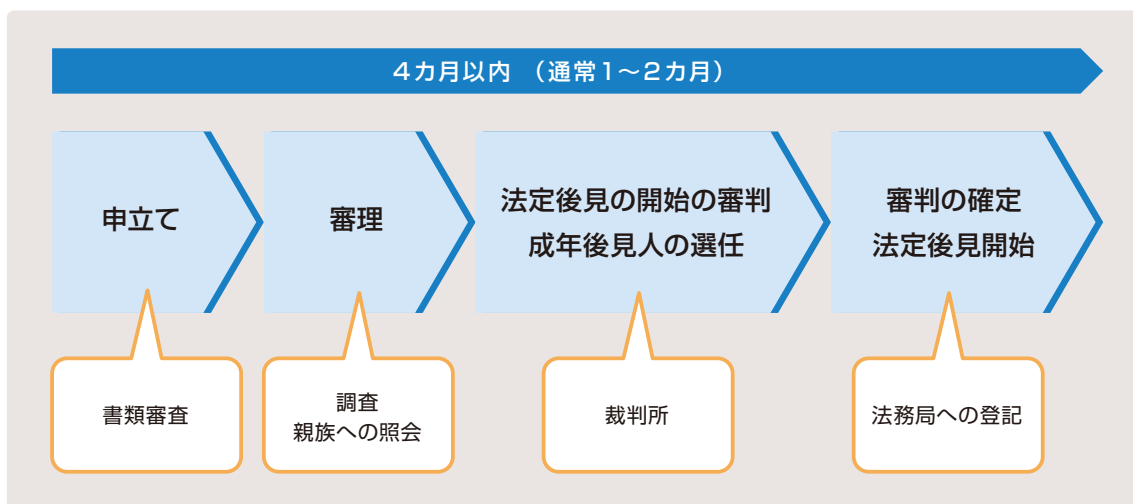
 申立てから確定までの流れについては、図表3を参考にしてください。

図表2:法定後見制度の3つの類型

	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力が全くない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申立てができる人	本人・配偶者・四親等以内の親族 検察官・市区町村長など		
本人の同意	不要		必要
必ず与えられる権限	財産に関する全般的な代理権・取消権	特定の事項 ^(※) に関する同意権・取消権	—
申立てにより与えられる権限	—	特定の事項以外に関する同意権・取消権 特定の法律行為についての代理権	特定の事項の一部についての同意権・取消権 特定の法律行為についての代理権

※借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築など

図表3:「法定後見制度」の申立てから確定までの流れ



さて、2014年の成年後見制度の利用状況を見てみましょう。選任された成年後見人などは3万4373人。申立理由は、預貯金等の管理・解約のためが2

わからぬといったことが度々あるならば、本人に財産管理は難しいといえます。援助する人がいなければ、その都度「通帳を無くした」と銀行に駆け込み、通帳

万8358件と最も多く、次いで介護保険契約(施設入所等)のためが1万2237件となっています(主な申立理由が複数の場合があるため、総数は一致しません)。また本人と成年後見人などの関係を見ると、親族が全体の約35%、弁護士、司法書士、社会福祉士など親族以外が65%と、親族以外の選任が多くなっています(最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況―2014年より)。

成年後見開始後に行われること

1 財産管理

財産というまとまったお金や不動産をイメージしますが、生活費として使うための預貯金や現金も財産です。つまり、預貯金通帳や印鑑の保管、入出金、年金の受取りや税金、社会保険料の支払いなどを行うのも財産管理にあたります。

通帳や印鑑を紛失したり、引き出した現金をどこに置いたか

の再発行手続きを繰り返すことになりま。また前出の事例のような悪徳商法で、家族が気づいたときには預金が見つかり無くなっていたなどという話もあります。そのような事態を防ぐために、成年後見人が「財産管理」を行います。

後見開始後、成年後見人は①財産目録を作成して家庭裁判所に提出、②本人の意向を尊重しながら生活の仕方や支援方法を検討し、今後の計画と収支予定を立てます。その後は③預金通帳を管理し、収支を記録するなどの事務を行います。

また、成年後見人には幅広い代理権と取消権が与えられており、介護サービスの利用契約や施設への入所契約、医療に関する契約などを、本人を代理して行ったり、被後見人が結んでしまった不利益な契約を取り消すこともできます。ただし、自宅(本人が現に居住している住居又は将来本人が帰住する住居)の処分については制限があります。自宅を売却、賃貸する場合には、事前に家庭裁判所の許可が必要です。

なお遺言や身分行為(結婚や離婚、養子縁組、認知など)は代理することができません。

ご家族の場合への備えを

判

断能力が著しく衰えてしまった場合、よく問題となるのが銀行との取引です。銀行取引は銀行と預金者

との「契約」ですから、預金者に判断能力が無くなったからといって家族が代わって取引することはできません。

実際、筆者が銀行に勤めていたときには、定期預金の解約や多額の預金の引出の際に、預金者の意思を確認するため「自宅や病院などを訪問したことが何度もあります。たとえ「本人の施設入所のために必要」とご家族から申し出があっても、本人の意思を確認する必要があるのです。融通が利かれないと思われるかもしれませんが、銀行としてはやむを得ません。その結果、意思確認ができなければ、成年後見制度の利用をお勧めすることになります。成年後見人は申立てから実際に選任されるまでに早くても2カ月ほどかかりますので、支払いに間に合わないと感じられたこともあります。いざという場合に備え、成年後見開始までのつなぎとして、自由に使える現金を準備しておくことも必要です。さらに、家族のうち1人が本人の世話をしながら財産の管理をしている場合、他の家族が財産の管理について不満をもって、本人のお金を勝手に使ったのではないかなどと、後日家族間で揉めてしまう懸念もあります。お金を使う場合は、使い途や金額を記録しておきましょう。

〈後見制度支援信託とは?〉

後見人による財産の流用などの不正行

為が少なくないことから、親族が成年後見人を選任された場合、被後見人の財産を守るために2013年に「後見制度支援信託」が導入されました。具体的には家庭裁判所の指示に基づき被後見人の財産のうち、日常的な支払いに必要な十分な金銭を預貯金として成年後見人が管理し、それを超える金銭は信託銀行などに信託します。信託財産の払戻しや信託契約を解約する場合には、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要とされるなど、家庭裁判所が一定の関与をします。

2 身上監護

聞きなれない言葉ですが、身の回りのことを自分でできない場合にその人の世話をすることです。一般には食事や着替え、入浴などの介助がこれにあたりますが、成年後見人は介護そのものではなくその手配をします。その際、先述の代理権を行使し、介護契約や医療契約などを行います。後見開始後、成年後見人は被後見人の心身の状況に配慮しなければなりません(身上配慮義務)。

成年後見制度以外の支援

成年後見制度は、判断能力が不十分、もしくは判断能力が無い方を対象とする制度です。

実際には、施設入所のために預貯金の解約をする場合や相続人としての遺産分割協議など重要な財産行為が必要となっ

た場合に申立てをすることが多いようです。

離れて暮らしている親御さんについて、まだ元氣だし、預貯金の管理などある程度の援助や時折の見守りがあれば生活には困らないという方も多いと思います。そんな方のために社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」があります。日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者などのうち判断能力が不十分な方が自立して生活するために、利用者と契約して福祉サービスの利用援助等を行うものです(原則として有料)。具体的には日常的金銭管理、通帳などの管理のほか定期的訪問で生活に変化がないか見守ってもらうこともできます。この制度を利用するためには、本人に契約を結ぶための判断能力が必要です。詳しくは本人がお住まいの市区町村の社会福祉協議会に問い合わせてみてください。

また公的支援ではありませんが、ご近所の方との連携も有効です。例えば実家に電話しても連絡が取れないときなどにお隣の方に見に行ってもらえるような関係を日頃から作っておくと安心です。

法定後見で成年後見人、保佐人が選任されたとき、本人ができることには一定の制限がつけられ、会社の取締役や、弁護士や医者などの一定の資格に就けなくなります。また本人の財産は裁判所の管理下に置かれますので、本人の利益のための出費しかできなくなります。例えば

後見開始前に本人が「子どもに住宅資金を贈与する」と言っていた場合でも、実行前に後見が開始されると贈与はできなくなります。いったん後見が開始すれば、本人の判断能力が回復したと認められない限り、後見制度の利用を止めることはできませんから、後見制度の利用にあたっては事前に家族でよく話し合うことが大切です。

最後にお伝えしたいことは、日頃から家族でお金のこと、介護が必要になった時のことなどを話し合っておくべきということだと思います。お金の話は切り出しにくいという方には、最近注目されている「エンディングノート」の活用をお勧めします。法的効力はありませんが、取引銀行や加入している保険、医療や介護に関する希望などを書いておいてもらえば、いざというときに慌てずに済みます。専門家や公的制度を上手に利用することはもちろんですが、その前に今すぐできることから始めてみましょう。



そこが知りたい

くらしの金融知識

深町 芳 ふかまち・かおり

FPオフィスフェアリンク代表。福岡県金融広報アドバイザー。福岡在住のファイナンシャル・プランナー(CFP)。1983年に福岡銀行入行。博多支店、本店営業部を経て、営業企画部に広告宣伝を担当。けやき通り支店支店長、本店営業部部長代理、プライベートバンキンググループ長、久留米営業部副部長などを務め、主として個人のお客様の資産運用や相続などのコンサルティングを担当。2015年に退職し、現職。宅地建物取引士、証券外務員一種、内部管理責任者などの資格も保有。NPO法人相続アドバイザー協議会会員、西日本短期大学非常勤講師も務める。